

# 第一野の花学園（通所部）施設サービス契約書

社会福祉法人 野の花学園

利用者 \_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）と事業者 知的障害者更生施設  
第一野の花学園 通所部（事業者番号：40130200006325）（以下「事業者」という。）  
は、利用者の施設サービス利用について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的及びサービス内容）

- 1 事業者は、知的障害者福祉法（身体障害者福祉法）等の支援費制度関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して、次の施設にてサービスを提供します。

施設種別 知的障害者更生施設（通所）

施設名 第一野の花学園 通所部

入所通所の別 通 所

- 2 サービス内容の詳細は、各施設種別の別紙「サービス内容説明書」に記載のとおりです。
- 3 提供するサービスの内容を変更する場合には、付属の「契約変更・更新合意書」の該当欄に必要事項を記載し、記名押印のうえで、変更内容に係る「サービス内容説明書」を追加して添付します。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から「施設受給者証」に記載された支給期間の満了日（平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）までとします。

ただし、平成15年度中に契約する場合に限り、契約期間を平成16年3月31日までとします。

- 2 この契約期間満了日の14日前までに、利用者から契約終了の意思表示がない場合は、自動的に更新します。

なお、自動的に更新する場合において、事業者は、利用者に対し更新の意思を確認し、必要事項を「契約変更・更新合意書」の該当欄に記載のうえ、記名押印し、契約書末尾に添付します。

- 3 自動的に更新する場合の契約期間満了日は、新たな支援費支給申請により更新決定された支給期間の満了日までとします。

ただし、「契約変更・更新合意書」において、これより短い期間を定めた場合は、この限りではありません。

- 4 事業者は、契約期間満了日の1か月前から14日前までに、利用者に契約更新を行うか否かの意思確認を行います。

## 第3条（サービス提供の内容等）

- 1 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「サービス内容説明書」に記載しているとおりです。説明書の内容については、利用者又はその家族等に説明します。

- 2 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合に、その変更が「施設

受給者証」に記載された支給決定の範囲内で可能なときは、事業者は、遅滞なくその内容を変更する等の対応を行います。

#### 第4条（サービス計画書）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて、「サービス計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。サービス計画書の内容は、利用者又はその家族等に説明し、同意を得ます。
- 2 事業者は、サービス計画書に基づくサービスの実施状況の把握に努め、必要に応じて同計画書の変更をします。なお、変更を行った場合、利用者又はその家族等に説明し、同意を得ます。

#### 第5条（入院期間中の取り扱い）

事業者は、利用者が施設サービス利用期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から3か月以内に退院することが見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむをえない事情がある場合を除いて、退院後、円滑にサービスが利用できるよう努めます。

#### 第6条（身体的拘束の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、財産又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

#### 第7条（サービス提供の記録等）

事業者は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、作成後5年間はこれを適正に保存し、利用者又は家族の求めにより閲覧に応じ、又は利用者等の実費負担によりその写しを交付します。

#### 第8条（サービス利用に対する負担額及びその滞納）

- 1 サービス利用に対する負担額は、「サービス内容説明書」に記載するとおりとし、利用者はこれを支払います。  
なお、契約期間中に、当該市町村が決定する「施設受給者証」記載の利用者負担額が変更となった場合は、改定後の金額が適用されます。
- 2 サービス利用に対する負担額のうち、事業者が実費相当としてその負担を求めるものについては、金額の内訳を利用者に対して説明を行い、同意を得ます。  
また、金額の変更を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。
- 3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべきサービス利用に対する負担額を3か月分以上滞納した場合には、事業者は1か月以上の期間を定め、期間満了までに滞納額全額

を支払わないときは契約を解約する旨の催告を文書により行うことができます。

- 4 事業者は、第3項に定める期間が満了した場合には、文書（内容証明書等）にて通知することにより、この契約を解約することができます。
- 5 事業者は、前項の規定により契約を解約するまでの間は、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

#### 第9条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、事業者に対して、いつでも2週間以上の予告期間をもって、通知することにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。
- 2 利用者は、次のいずれかの事由が発生した場合は、直ちにこの契約を文書により解約することができます。
  - (1) 事業者が、定められたサービスを提供しないとき
  - (2) 事業者が、この契約に違反したとき
  - (3) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

#### 第10条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が故意に法律違反その他著しい不信行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、1か月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

#### 第11条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) この契約期間の満了日の14日前までに、利用者から契約終了の意思表示があり、契約期間が満了したとき
- (2) 事業者が、第8条第4項に定める契約の解約を通知したとき
- (3) 利用者から、第9条第1項に定める通知がなされ、予告期間が満了したとき
- (4) 第9条第2項各号に定める事由により、利用者から文書による解約の通知がなされたとき
- (5) 事業者から、第10条に定める文書による解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (6) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
  - (ア) 利用者が他の障害者施設に入所したこと
  - (イ) 利用者が支援費支給決定の取り消しを受けたこと
  - (ウ) 利用者が死亡したこと
  - (エ) 利用者の所在が連続して3か月以上不明であること

#### 第12条（契約終了時の援助）

契約を解約又は終了する場合には、事業者は、本人及び家族等、当該市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、必要な情報を提供するなどの援助を行います。

#### 第13条（事故時の対応）

事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師

や家族への連絡その他適切な措置を速やかに行います。

#### 第14条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

#### 第15条（秘密保持）

1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する秘密・個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後に、第三者に漏らすことはありません。

ただし、事業者は、利用者に対する事業者の義務履行及び権利行使に必要なときは、必要最小限の範囲において、医師、弁護士、地方公共団体等の公の機関等に対し、個人情報を提供できるものとします。

2 事業者は、文書により、利用者の個人情報は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報は家族等の同意を得て、必要な範囲内で用いることができます。

ただし、利用者が同意の判断をすることが困難な場合は、その家族等から同意を得ます。

#### 第16条（苦情対応）

1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口を設置し、責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、速やかにかつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

#### 第17条（利用者代理人）

利用者は、この契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

#### 第18条（裁判管轄）

この契約に関する訴訟については、利用者の住所地（居住地）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第19条（契約外条項等）

1 この契約及び知的障害者福祉法（身体障害者福祉法）等の関係法令で定められていない事項については、同法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、当該市町村から決定を受けた施設支援費の対象となるサービスのみを内容とするものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記のとおり、契約が成立したことを証するため、この契約書を2通作成し、利用者及び事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

(事業者) 所在地 福岡市西区今津4820-2 \_\_\_\_\_

事業所名 知的障害者更生施設 第一野の花学園 \_\_\_\_\_

代表者名 施設長 進藤和昭 印 \_\_\_\_\_

(立会人)

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

【契約書付属】

## 契約変更・更新合意書

【第 回変更・更新】

本件契約の内容又は期間を次のとおり【変更・更新】します(しました)。

|       |   |
|-------|---|
| 変更の場合 | (1) 変更の内容：<br>(2) サービス内容説明書の扱い：<br>(3) 変更契約期間： 年 月 日～ 年 月 日 |
| 更新の場合 | 新たな有効期間： 年 月 日～ 年 月 日                                       |

年 月 日

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(代理人・立会人)  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(事業者) 事業者名 知的障害者更生施設  
\_\_\_\_\_ 第一野の花学園 (印)

代表者名 施設長 進藤 和昭 (印)

【第 回変更・更新】

本件契約の内容又は期間を次のとおり【変更・更新】します(しました)。

|       |   |
|-------|---|
| 変更の場合 | (1) 変更の内容：<br>(2) サービス内容説明書の扱い：<br>(3) 変更契約期間： 年 月 日～ 年 月 日 |
| 更新の場合 | 新たな有効期間： 年 月 日～ 年 月 日                                       |

年 月 日

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(代理人・立会人)  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(事業者) 事業者名 知的障害者更生施設  
\_\_\_\_\_ 第一野の花学園 (印)

代表者名 施設長 進藤 和昭 (印)

# 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

### 2 情報を使用する者の範囲

| 使用者名 | 住 所 | 同意する情報の内容 |
|------|-----|-----------|
|      |     |           |
| 相手方  | 住 所 |           |
|      |     |           |

### 3 使用する期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

### 4 条件

- 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては、関係者以外の者に漏れるようなことがないように注意すること。
- 個人情報を使用した相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

平成 年 月 日

（事業者） 知的障害者更生施設 第一野の花学園 様

（利用者）住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（印）

（家族等）住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（印）